

# 盛岡みたけ支援学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止対策推進法（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条

- ・本校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止委員会を設置する。
- ・いじめ防止委員会の構成は、校長、副校長、事務長、運営委員会委員、学年長、生徒指導部員、養護教諭、PTA代表（会長等）、学校運営協議会委員とする。
- ・いじめが発覚した際には、いじめ防止委員会を速やかに開催し、いじめ防止等の対策を講ずることとする。

## 1 いじめ防止対策推進法（定義）第2条

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめを未然に防止するために

### <児童生徒に対して>

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたる事を指導する。

### <教員に対して>

- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努め、児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

### <学校全体として>

- ・学校生活アンケートを年3回実施し、結果から児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有し、保護者へ報告する。  
学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・学校評価においていじめ防止等のための取組状況を項目に位置づける。
- ・いじめ防止に係わる校内研修や情報提供等を年2回以上実施する。

<保護者・地域に対して> ・HP等でいじめ防止基本方針を周知。児童生徒が発する変化のサインに気づいたら学校に相談する事を伝える。

### <早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・児童生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声をかけを行い、児童生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める

### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

### <早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。



### 3 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合には、当該学年長、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等についていじめ解消の定義に基づいて協議して行う。

#### ① いじめられた児童生徒への対応

- ア 児童生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、学担・学年長・学部長・生徒指導主任等が児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- イ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をすると同時に、教育委員会に事実関係を報告する。
- ウ いじめられた児童生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、解決に向けた支援を行う。

#### ② いじめた児童生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手への思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- エ 障がい特性に応じた自立活動の指導を継続的に行う。

#### ③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

#### ※ いじめ解消の定義

- ア いじめに係わる行為が 止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- イ 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。
- ウ 当該児童生徒については、いじめの再発がないように注意深く観察すること。



### 4 重大事態発生時の対応 ( 重大事案発生時対応 第28条 )

#### ① 重大事態とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 児童生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 児童生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- エ 児童生徒が精神性の疾患を発症した場合
- オ 児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合

#### ② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

#### ③ 重大事態の調査

- ア 調査委員会の設置 (いじめ防止委員会委員、当該学担等、学校長が必要と認めた委員)  
いじめにより、当該学校に在籍している児童生徒の生命・心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。
- イ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー (SSW) 等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。